



2016年11月14日

各 位

会 社 名 G C A株式会社  
代表者名 代表取締役 渡辺 章博  
(コード番号:2174 東証1部)  
問合せ先 I R室リーダー 加藤 雅也  
(TEL. 03-6212-7140)

欧州M&Aアドバイザーファームとの経営統合に関する会計処理の変更について

2016年8月1日付「欧州M&Aアドバイザーファームとの経営統合完了に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は2016年7月31日を効力発生日として、欧州の独立系M&AアドバイザーファームであるAltium Corporate Finance Group Limited（本社：英国。以下「アルティウム社」といいます。）と経営統合（以下「本経営統合」といいます。）いたしました。

本経営統合は、当社の完全子会社であるGA株式会社（以下「GA社」といいます。）が、アルティウム社の全株式を現物出資により取得した上で、当社を株式交換完全親会社、GA社を株式交換完全子会社とする株式交換（株式対価による買収。以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより実行されました。

本経営統合に関し、2016年7月28日付「欧州M&Aアドバイザーファームとの経営統合に関する会計処理について」にてお知らせした内容が、下記のとおり変更となりましたのでお知らせいたします。

記

1. 会計処理の前提

1) 本経営統合の買収対価は当社株式であります。買収対価は下記のように計算されます。

新規発行株式総数 x 効力発生日の当社株式の東京証券取引所における終値  
(効力発生日が休日ですので、その前営業日の7月29日の終値)

新規発行株式総数は11,614,200株の予定であり、効力発生日の当社株式の東京証券取引所における終値が895円でしたので、買収対価は104億円となります。

2) 2016年5月9日付「欧州M&Aアドバイザーファームとの経営統合に関するお知らせ」に記載しましたように、当社は、買収対価である新規発行株式について、アルティウム社の株主（以下「アルティウム株主」といいます。）との間で下記のとおりロックアップ合意書を締結しております。

(1) ロックアップ

各アルティウム株主の保有する当社株式については、その売却を原則として禁止します。ただし、希望者については本株式交換の効力発生日後4年間に亘り段階的に解除される下記ロックアップスケジュールに従い、下記(3)記載のとおり、当社の管理するプログラムに従って株式を売却することは可能とします。

各アルティウム株主の保有株式数の

- 12.5%に相当する部分 本株式交換の効力発生日をもって制限解除
- 12.5%に相当する部分 本株式交換の効力発生日から1年間を経過した日をもって制限解除
- 25.0%に相当する部分 本株式交換の効力発生日から2年間を経過した日をもって制限解除
- 25.0%に相当する部分 本株式交換の効力発生日から3年間を経過した日をもって制限解除
- 25.0%に相当する部分 本株式交換の効力発生日から4年間を経過した日をもって制限解除

## (2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、アルティウム株主のうち一定の役職員が、自己都合で当社グループの役職員等から退職若しくは退任した場合（一定の経営幹部以外の者については、退職後12か月以内に競合企業に就職等した場合に限る。）、又は当社が重大な損害等を被るような犯罪行為をした場合には、当該役職員は、その保有する当社株式のうち、ロックアップが解除されていない当社株式を放棄し、当社は放棄された当社株式を無償で取得するものとするか、当該役職員は、当該株式に相当する金銭を当社に支払うものとしします。

## (3) 売却規制プログラム

アルティウム株主は、ロックアップ解除後の当社株式についても、取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する当社株式を売却しようとする場合には、原則として、当社が設定する一定の売却規制プログラムに従って売却を行うことが求められるものとしします。

## 2. 変更前の会計処理

M&Aに関する通常の会計処理では、上記1)の買収対価である約104億円と効力発生日におけるアルティウム社の時価純資産（8億円）の差額（この場合、96億円）がのれんとして計上されません。

しかしながら、本件において、上記2)(2)に記載のとおり、雇用契約が終了すると株式を返還する取り決めをしております。これは、M&Aアドバイザー事業は人財が主要な資産であるからです。すなわち、買収後に発生した人財の流出は買収対象であるアルティウム社の価値の減少を意味します。従いまして、そのような事態が発生した場合には、買収価格を下方修正することが当社の株主にとって最善の利益となります。一方で、会計処理としては、こうした取り決め（雇用契約終了による株式返還義務）がある株式付与は、買収対価ではなく株式報酬として計上するという指針が「国際会計基準 IFRS 3.A 条件付対価」にあり、日本基準においても、買収対価の下方修正ではなく、アルティウム社の役職員に対する株式報酬として計上すべきとの指導が専門家からありました。当社といたしましては、一時的に多額の費用を計上することになり、財務諸表利用者をミスリードするのではないかと懸念から、当会計処理について慎重に検討しました。その上で、株式付与対象者の一部がアルティウム社の旧株主でない役職員であることや、将来的に当社が国際会計基準を適用すること等、長期的及び保守的観点から総合的に勘案し、当会計処理を採用することといたしました。なお、これを意図したものではありませんが、当会計処理を適用することにより、早期の費用処理は4年後のROE（自己資本利益率）が大幅に改善されます。

当会計処理の詳細は下記のとおりとなります（なお、当会計処理は監査前のものであり、今後の監査により変更になる可能性があります）。

### 1) のれんの計上

上記3)の会計処理では、上記2)(1)において「本株式交換の効力発生日をもって制限解除」としている12.5%に相当する部分の当社株式及び上記2)(2)の権利放棄が免除されている一部の外部株主等に交付される当社株式のみが、本株式交換の買収対価として該当することになります。効力発生日におけるアルティウム社の純資産の公正価値を超える金額についてのれんを認識します。

買収対価が104億円ですので、16億円が「会計上」の買収対価となり、効力発生日におけるアルティウム社の時価純資産が8億円であることから、8億円がのれんとして計上されることとなります。こののれんは8年間で下記のとおり定額償却する予定です。

(単位:億円)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
のれんの償却 (A)	0.4	0.9	0.9	0.9	0.9

### 2) 株式報酬費用の計上

上記3)(1)に記載された以外の部分の当社株式につきましては、上記2)(2)に記載のとおり、自己都合で退職又は退任した場合等に「ロックアップが解除されていない当社株式を放棄するか、当該株式に相当する金銭を当社に支払う」とされていることから、株式交換のプロセスで交付された新株のうちロックアップの対象となっている部分については、上記3)の会計処理に従って、将来の勤務に対する対価とされ、株式報酬として計上されることとなります。

買収対価104億円のうち、この株式報酬の費用金額は下記のとおりとなる見込みです。

(単位:億円)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
1年後に解除される12.5%	5.3	7.4			
2年後に解除される25%	5.3	12.6	7.4		
3年後に解除される25%	3.5	8.4	8.4	4.9	
4年後に解除される25%	2.6	6.3	6.3	6.3	3.7
株式報酬 (B)	16.7	34.7	22.1	11.2	3.7

従いまして、(A)のれんの償却と(B)株式報酬の合計は下記のとおりとなる見込みです。

#### (A) のれんの償却 + (B) 株式報酬

(単位:億円)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
合計 (C)	17.1	35.7	23.0	12.2	4.6

### 3. 変更後の会計処理

しかしながら、専門家と当該会計処理に関する協議を継続している中、「連結財務諸表(以下”連結“)と単体財務諸表(以下”単体“)で処理を整合させるべきであり、連結上、株式報酬として会計処理をするのであれば、単体でも株式報酬として計上すべき」との指導がありました。

当社としては、単体では「株式交換により子会社株式を取得した」のであり、法的形式に基づく決算である単体上は子会社株式として計上するのが原則と考えております。また、旧アルティウム社の役職員の株式報酬の支払いを勤務実態のない当社の単体に費用計上するのは実態を表しているとはいえません。さらに、株式報酬を計上することにより、単体の利益剰余金がマイナスになる可能性があり、その結果、利益剰余金を原資とする配当及び自己株買いができず株主の皆様にご迷惑をかけることも考えられます。

専門家との協議の結果、「単体を子会社株式として計上する場合は、連結上はのれんとして計上す

べきであり、単体と連結は統一感をもった処理が望ましい」との指導がありました。前述のように、当社としてはこの会計処理の方が実態を表していると考えておりますので、このように会計処理を変更することにいたしました。

変更後の会計処理は、「企業結合に関する会計基準 32」に基づき、買収対価である 104 億円のうち、純資産を超過する 96 億円全額を暖簾として計上し、8 年間に亘り定額償却します。

(単位:億円)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
のれんの償却 (D)	5.0	12.0	12.0	12.0	12.0

上記の変更による営業利益の影響は下記の通りとなります。

営業利益に与える影響

(単位:億円)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
(C) - (D)	+12.1	+23.7	+11.0	+0.2	▲7.4

注) 直近の 4 年間は営業利益を増加させることとなります。

なお、変更後の会計処理においても、暖簾の償却費用は金銭の支出を伴わない会計上のものであり、実際のキャッシュフローベースでの収益に影響するものではありません。当社としましては、今後、当社の実態を表すキャッシュフローベースでのプロフォルマ(Non GAAP)の数値も積極的に開示してまいります。

以上